

「平成31年・安全なまちづくりアクションプラン」

1 趣旨

平成30年中における県内の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が7,967件であり、犯罪抑止目標としていた8,000件以下を達成し、また、滋賀県基本構想の数値目標としている犯罪率の全国平均以下についても、達成することができた。

特殊詐欺の被害件数、被害金額は、平成29年より減少させることができたものの、依然として高止まり状態であり、県内各地に詐欺ハガキによる相談件数が急増したことから、特殊詐欺被害防止対策が喫緊の課題である。

「子ども・女性」に対する声かけ・つきまとい事案が増加していることや、強制性交等、強制わいせつ等の性犯罪が依然として多く発生していることから、県民の体感治安改善を優先的に取り組む必要がある。

また、自転車や住宅等に侵入しての窃盗事件や車載品を盗む車上ねらいについて、無施錠による被害の割合が高いことから、自助・共助の防犯力の向上を呼びかける対策に取り組む必要がある。

そこで、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議においては、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく各種取組を一層強化するとともに、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開していこうとするもの。

2 犯罪抑止目標

さらなる減少を目指して

～ みんなで取組もう！ アンダー7,000件 ～

～ 体感治安の向上を目指し、住宅侵入盗被害100件以下、特殊詐欺被害100件以下 ～

3 重点対策

○特殊詐欺被害防止

○子ども・女性対象犯罪被害防止

○無施錠の被害防止

4 主な取組内容

(1) 重点対策に対する取組

ア 特殊詐欺被害防止

- ・ 特殊詐欺が「他人事」ではないと訴えかけ、県民の特殊詐欺被害に対する防犯力をつけるため、毎月15日の「振り込め詐欺啓発強化日」のほか、あらゆる機会や広報媒体を通じて被害防止を呼びかける啓発活動を実施する。
- ・ 金融機関や、コンビニエンスストアなど、特殊詐欺に利用されるおそれのある役務を提供する事業者に対し、被害を水際で防止する対策強化を呼びかける。

イ 子ども・女性対象犯罪被害防止

- ・ 春、秋に実施予定の「痴漢等被害防止期間」において、被害防止啓発活動や自主防犯活動団体等と協働による防犯パトロール等の取組を集中的に実施する。
- ・ 県警ホームページ内の「滋賀県警察犯罪発生マップ」で発信している不審者情報を活用し、子

ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。

ウ 無施錠の被害防止

- ・ 自転車やオートバイ等の乗り物盗、住宅等に侵入しての窃盗被害を防止するために、施錠の徹底や、防犯機器の普及促進を呼びかける広報・街頭啓発活動を推進する。
- ・ 特に、自転車安全利用月間中(5月)や「ロックの日(6月9日)」の前後において「ロックDE(で)ガード」を合い言葉に、集中的な街頭啓発活動を各地域で実施する。

(2) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(3) 目に見える防犯活動の実施

各地域において、県民総ぐるみ運動を推進するため「ゆる3プロジェクト防犯キャンペーン」を始めとした街頭啓発を実施する。

(4) 多様な防犯活動の促進

子ども等の見守りの担い手を確保するため、普段の生活(ジョギング、花の水やり等)の中で、防犯意識を持ってもらう「ながら見守り」を促進する。

(5) 全国地域安全運動期間中(10月11日~20日)の取組強化

自主防犯活動団体による青パト、パトカー(警察)、防犯ボランティアによるパトロールの強化や、県、警察、市町、事業所、県民が協働して防犯活動を集中的に実施する。

(6) 4つのかける運動の促進

「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

- 気にかける：地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る。
- 声にかける：挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ。
- 呼びかける：地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる。
- 鍵をかける：乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける。

5 実践県民会議構成団体等による安全なまちづくりアクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 毎月20日の「地域安全の日」を中心に効果的な防犯活動を展開する。
- (2) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (3) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (4) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して賞揚を行うよう配慮する。
- (5) 持続可能な自主防犯活動団体を形成するため、協働による防犯活動や立ち上げを支援する。
- (6) 県民総ぐるみ運動を推進するため、事業所や各団体による自主的な防犯活動を促進する。
- (7) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (8) 各種防犯指針(学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺)に基づく防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。